

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業

東京都では、フロン排出削減とHTT・脱炭素化を推進するため
「省エネ型ノンフロン機器」の導入に要する費用の一部を助成します。

対象となる機器

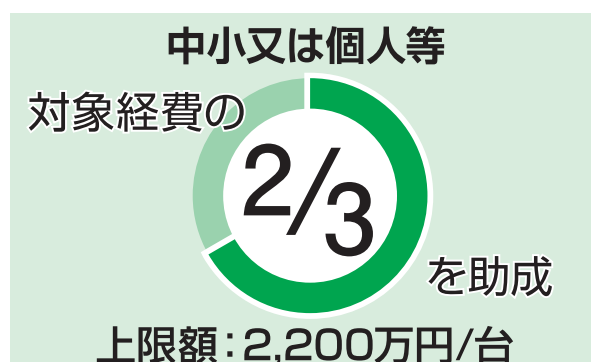
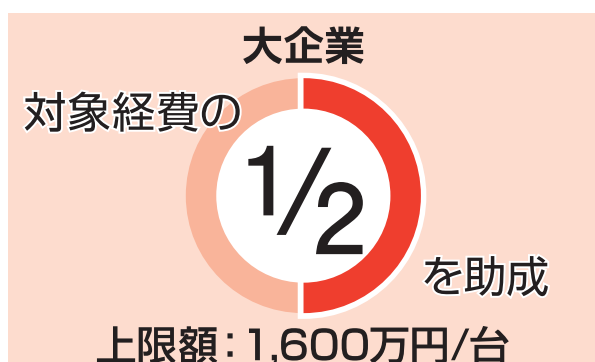
省エネ型ノンフロン機器のうち、次に掲げるもの

- ①冷凍冷蔵ショーケース(内蔵型・別置型)
- ②冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット
- ③冷凍冷蔵ユニット(車載用、船舶用又は輸送用を除く。)



※対象となる機器には各種要件がございます。詳細は交付要綱等をご確認ください。

助成率・上限額



助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している事業者(大企業、中小企業者又は個人事業主等)

※事業の詳細は、裏面または当事業HPに掲載している交付要綱等をご確認ください。

事業概要

助成対象事業者

都内で事業所を所有・使用している事業者（大企業、中小企業者又は個人事業主等）
（リースを行う場合も含む。）

※ 冷凍冷蔵庫及び食品製造工場は除きます。

助成金の額

大企業 助成率：助成対象経費の2分の1 上限額：1,600万円／台
中小又は個人等 助成率：助成対象経費の3分の2 上限額：2,200万円／台
※ 国等の補助がある場合は、その額を除きます。

助成対象経費

助成対象機器の設備費、運搬据付費、工事費、業務費及び撤去費

※ 工事費及び撤去費：内蔵型ショーケースは対象外です。

※ 業務費及び撤去費：大企業は対象外です。

助成条件

- ・ 都内の事業所に導入されること。
- ・ 新品であること。
- ・ フロンを含む機器を撤去する場合には、法に基づき適切に処理すること。
- ・ 機器の導入後、東京都及び公社が行う調査等に協力できること。
- ・ 導入機器に都が指定するステッカーを貼付すること。
- ・ 【大企業のみ】ノンフロン機器への導入目標等の公表に加え、導入効果を広く周知すること。

申請方法

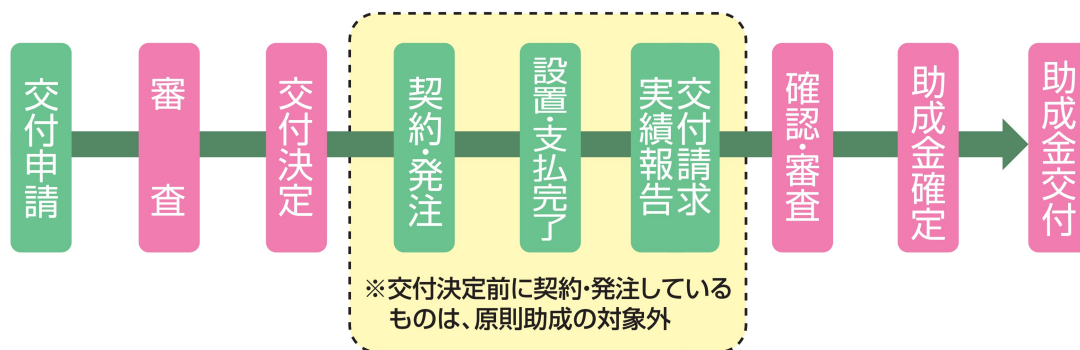
申請書類は、原則Eメールでご提出ください。

※ 郵送をご希望の場合は、事前にヘルプデスクへご連絡のうえ簡易書留等の記録が残る方法で郵送してください。

令和7年度交付申請受付期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(但し予算に達した時点で受付終了)

助成金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は公社が実施します。



※ 申請から交付決定までには概ね2か月を要します。ただし、審査内容や申請件数、その他の事情により前後する場合がありますので、予めご了承ください。

事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyokankyo.jp/apply/nonfuron/>

東京都環境公社 ノンフロン



公益財団法人 東京都環境公社 技術支援部 技術課 環境改善係

省エネ型ノンフロン機器普及促進事業 ヘルプデスク

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

お問い合わせ ☎ : 03(3633)2282 【受付時間：平日9:00～12:00 13:00～17:00】

HP : <https://www.tokyokankyo.jp/> E-mail : kaizen-nonfuron@tokyokankyo.jp

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

260
資源有効利用促進法に基づき、
印刷物のリサイクルを促進します。